

日之影町農業委員会 第30回総会

開催日時 : 令和5年4月24日(火) 午後1時30分開会

開催場所 : 役場 町民ホール

出席委員 : 甲斐 幹男 穂積 ミサ子 山本 英二 米田 正
 矢通 広信 工藤 昭一 今村 浩二三 一水 秀樹
 柘田 隆盛 甲斐 直 高岡 光美 中川 今朝久
 甲斐 秀人 戸高 和子

欠席委員 : 松本 貴美子 押方 徹

議事日程 : ① 議案第107号

「農地法第3条の規定による許可申請について」

② 議案第108号

「農地法第3条の規定による許可申請について」

③ 議案第109号

「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」

④ 報告第7号

「農用地利用配分計画案に関する意見について」

議長	<p>これから日之影町農業委員会総会を開会します。 本日、お願いします審議は、議事日程のとおりであります。 はじめに、議事録署名委員を指名します。 3番 穂積 ミサ子 委員、4番 山本 英二 委員 お願いします。 それでは、これより審議に入ります。</p>
議長	<p>議案第107号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 本案について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案第107号朗読・説明)</p>
議長	<p>以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、担当委員の説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>現地については、事務局と4月10日に確認しました。 先月の総会の議案102号と譲渡人及び譲受人ともに同じになります。 譲渡人の〇〇さんは93歳、〇〇集落にお住まいです。 譲受人の〇〇さんは〇〇さんのお孫さんで現在43歳、同じく〇〇集落にお住まい で、〇〇をされています。 場所は、〇〇さんの実家の近くになります。 今回申請分は、〇〇の共有持分部分についての申請になります。 ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。</p>
委員	<p>共有者の方は納得されているのですか。</p>
担当委員	<p>はい。共有者の方に確認しました。</p> <p>他に質疑はありませんか。 (質疑なしの声)</p> <p>これで質疑を打ち切ります。 これより採決します。議案第107号「農地法第3条の規定による許可申請について」、申請のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>ありがとうございます。全員賛成です。 よって、議案第107号は、申請のとおり許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第108号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 本案について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案第108号朗読・説明)</p>
議長	<p>以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、担当委員の説明をお願いします。</p>

担当委員 現地については、事務局と4月10日に確認しました。
譲渡人の〇〇さんは建設業を退職され、現在73歳、〇〇集落にお住まいです。
譲受人の〇〇さんは72歳、〇〇集落にお住まいで、主に水稻と栗を作付けされています。
場所は、〇〇沿いになります。
申請地の隣の農地を〇〇さんが作付けされているため売買の話になったようです。
売買価格は22,000円です。
ご審議をお願いします。

議長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。

(質疑なしの声)

これで質疑を打ち切ります。
これより採決します。議案第108号「農地法第3条の規定による許可申請について」申請のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

ありがとうございます。全員賛成です。
よって、議案第108号は、申請のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第109号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。本案について、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案第109号朗読・説明)

議長 以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、担当委員の説明をお願いします。

担当委員 説明いたします。
現地については、事務局と4月10日に確認しました。
貸付人の〇〇さんは61歳で〇〇集落にお住まいで、〇〇にお勤めです。
借受人の〇〇さんは33歳で、〇〇にお住まいで、奥さんとお子さんの3人暮らしです。〇〇に勤務されています。
今回、〇〇の実家の前に住宅を建築することになり、〇〇さんから無償で借り受け、申請地に住宅を設置したいとのことでした。
ご審議をお願いします。

議長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。

工藤委員 この2人は親子ですか。

榊田委員 親子です。

一水委員 土地改良は除外してあるのですか。

榊田委員 除外してあります。

議長

他に質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

これで質疑を打ち切ります。

これより採決します。議案第109号「農地法第5条の規定による許可申請について」、申請のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第109号は、許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、報告第7号「農用地利用配分計画案に関する意見について」を議題とします。本案について、事務局の説明を求めます。

事務局

(報告第7号朗読・説明)

議長

以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

本案件は、報告事項であるためこれで審議を終了します。

議長

以上で、本日予定しておりました審議は全て終了しました。第30回の農業委員会総会を終了します。お疲れ様でしたありがとうございました。